

議員提出議案第3号

川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成26年12月9日

川崎市議会議長 浅野文直様

提出者 川崎市議会議員 石田康博

〃 後藤晶一

〃 東正則

〃 市古映美

〃 小川顕正

川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例（平成13年川崎市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「規則で定めるところにより」の次に「、不開示情報（川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号）第8条に規定する不開示情報をいう。）が記録されている部分を除き」を加える。

第16条中「会派が解散し」の次に「、所属議員が1人である会派の当該所属議員が辞職し、失職し、死亡し、若しくは除名され」を、「代表者であった者」の次に「（所属議員が1人である会派の当該所属議員が死亡した場合にあっては、その相続人その他の一般承継人）」を、「交付対象議員であった者」の次に「（交付対象議員が死亡した場合にあっては、その相続人その他の一般承継人）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

議会議員の政務活動費に係る所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。